商品中古軽自動車の課税免除および税金の振替口座について

税務課

■課税免除には申請が必要

市では、中古自動車を販売する業者が所有する商品中古軽自動車のうち、標識が交付されているものについて課税免除を行います。

■対象となる軽自動車

4月1日現在で、古物商の許可を受けて中古自動車を販売する業者が、登録上所有者かつ使用者である商品中古軽自動車が対象です。なお、軽自動車税申告書にあらかじめ商品車であることが申告されている車両、または商品車として展示状態にある車両に限ります。営業車などの自らが使用する車両、リース車両、試乗車、代車は対象車両ではありません。

■課税免除額…全額

■申請期間…4月1日（土）～30日（日）（土日祝日を除く）※土日祝日の場合は翌開庁日

■申請方法…市税務課・各支所市民窓口にある「朝倉市軽自動車税課税免除申出書」に次の書類を添付して、市税務課（本庁）へ提出。

《添付書類》①展示状態および総走行距離が確認できるメーター計の写真
②古物商許可番号が記載されているものの写し
③自動車検査証または軽自動車届出済証の写し

※申請期間を過ぎると課税免除は適用されませんのでご注意ください。

■税金の振替口座の確認を

市では、口座振替での納税を推進していますが、口座の変更忘れなどで税金が振り替えられた後に問題が生じることがあります。

納税通知書が届いたときは、記載されている振替口座の内容を必ず確認してください。

平成29年度は、4月に固定資産税、5月に軽自動車税、6月に市・県民税、7月に国民健康保険税の納税通知書を送付しますので、次の点に注意して振替口座を確認してください。

■確認事項

◎口座を解約していませんか
◎口座名義人が死亡した人のままになっていませんか
◎結婚または離婚などで世帯が変わったのに、前の世帯の家族名義の口座から振替することになっていませんか

■口座振替の手続きは納期限の1カ月前までに

口座振替の新規・変更手続きには、通帳と通帳印を持参し、市税務課・各支所窓口または次の市内各金融機関で手続きをしてください。なお、手続きは納期限の1カ月前までに行なってください。

■口座振替ができる金融機関

◎福岡銀行
◎筑邦銀行
◎西日本シティ銀行
◎福岡中央銀行
◎筑後信用金庫
◎とびうめ信用組合
◎筑前あさくら農業協同組合
◎全国のゆうちょ銀行または郵便局

問 市税務課（内線61-162・163）

差押財産のインターネット公売

収納対策課

市では、滞納処分で差し押さえた財産をインターネットを利用して公売します。公売物件や参加申し込み方法などは、市ホームページまたは、YAHOO！JAPAN官公庁オークションで確認できます。

下見会は実施しませんが、参加申込期間の平日9時～17時の間は、市収納対策課で実物を見ることができます。ただし、事前連絡が必要です。

■公売物件…テレビ、ブルーレイディスクレコーダー、時計など

■参加申込期間…4月11日（火）13時～27日（木）23時

■入札期間…5月9日（火）13時～11日（木）23時

※滞納市税が完納された場合などは、公売が中止になることがあります。

問 市収納対策課（内線61-165）

狂犬病予防集団注射

環境課

平成29年度の狂犬病予防集団注射を、日程表のとおり行います。市内のどの会場でも登録・注射ができますので、都合の良い会場にお越しください。

当日は雨天でも実施しますが、大雨等の警報が発令された際は中止することがあります。中止の際は、ホームページでお知らせします。

※飼い犬には、一生に1度の登録（生後91日以上）と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

■愛犬健康チェック表について

すでに登録している人には、事前に郵送で通知します。愛犬健康チェック表を記入し、必ず会場に持参してください。また、記載内容に誤りがある場合は、朱書きで訂正をお願いします。

■費用

【登録済みの犬】注射手数料と注射済票手数料　3150円

【新規登録の犬】注射手数料と登録および注射済票手数料　6150円

■注意事項

首輪とリードを装着し（ハーネス不可）、必ず犬を制御できる人が連れてきてください。（飼い主による犬の制御が十分にできない場合は、動物病院での接種をお願いすることがあります）

問 市環境課（内線65-11）

【1次注射】		
4月24日（月）	9時30分～10時10分	馬田コミュニティセンター
	10時30分～11時05分	ピーポート甘木
	13時30分～14時10分	蜷城コミュニティセンター
	14時30分～15時15分	福田コミュニティセンター
4月25日（火）	9時50分～10時5分	旧ＪＡ高木支店倉庫前
	10時35分～10時45分	高木コミュニティセンター 佐田分館
	11時15分～11時35分	美奈宜の杜コミュニティセンター
	13時30分～14時15分	金川コミュニティセンター
	14時30分～15時15分	三奈木コミュニティセンター
4月26日（水）	9時30分～10時20分	JA秋月支店倉庫前
	10時50分～11時35分	立石コミュニティセンター
	13時40分～14時20分	旧Ａコープ第2店舗跡地 （入地バス停付近）
	14時40分～15時25分	朝倉体育センター玄関前 （市役所朝倉支所横）
4月27日（木）	9時40分～10時20分	市役所杷木支所
	10時35分～10時50分	旧ＪＡ松末支店 （松末地域コミュニティ）
	11時10分～11時35分	旧ＪＡ久喜宮支店
	13時30分～13時55分	旧ＪＡ志波支店倉庫前
	14時10分～14時40分	第5分団格納庫横（菱野）
【2次注射】		
5月8日（月）	13時40分～14時	市役所杷木支所
	14時30分～15時	朝倉体育センター玄関前 （市役所朝倉支所横）
	15時30分～15時50分	ピーポート甘木

動物病院でも注射済票の交付ができます

病院名	住所
コジマ動物病院	馬田328-1
坂田犬猫病院	甘木1368-12
甘木動物病院	筑前町弥永363-1
池田動物診療所	筑前町原地蔵1897-1
アニマルクリニック夜須	筑前町下高場618
ところ動物病院	うきは市浮羽町高見1430-1
たかお動物病院	うきは市吉井町新治358-7

動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合も、愛犬健康チェック表を持参してください。

■目指せ「満点飼い主」

市には、フンの放置や放し飼いなど、犬の飼い主に対する苦情が多数寄せられています。飼い主も愛犬も地域社会のルールの中で暮らす以上、自分勝手な行動は許されません。ルールとマナーを守って「満点飼い主」を目指しましょう。

【犬を飼うときの5つのルール】
①しつける
②最後まで面倒をみる
③登録・狂犬病予防注射をする
④フンを持って帰る
⑤つなぐ（放し飼いや散歩で放すことの禁止）

平成29年度国保税・後期高齢者医療保険料の年金天引き（特別徴収）

保険年金課

国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保税は原則として世帯主の年金から天引きし、後期高齢者医療保険料は原則として本人の年金から天引きします。

4月から新たに年金天引き（特別徴収）が始まる人については、4月～8月の天引き額をお知らせする仮徴収額決定通知書を4月上旬に送付しますのでご確認ください。

現在すでに年金天引きされている人の4月～8月の天引き額は、平成29年2月と同額です。

なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することもできます。ただし、これまでの納付状況から口座振替への変更が認められない場合があります。

問 市保険年金課（内線61-183・152）

上水道の水質検査計画を公表します

水道課

市では、上水道の平成29年度水質検査計画を一般に公表します。

水環境をとりまく状況が厳しくなるなかで、水質検査計画書に沿って、おいしい水道水づくりをめざします。

■公表場所
・市水道課（本庁5階）
・持丸浄水場
・朝倉支所市民窓口係（1階）
・杷木支所市民窓口係（1階）

※市ホームページ（くらしの情報／住まい／上水道）でも閲覧・ダウンロードできます。

問 市水道課持丸浄水場（☎22-1911）

公共汚水桝・浄化槽の設置申請について

下水道課

【公共汚水桝設置・市設置型浄化槽の申請】

下水道が既に整備された地域で、公共汚水桝がなく、下水道へ接続を希望する人は、公共汚水桝の設置申請が必要になります。また、公共下水道や農業集落排水事業等以外の区域では市が設置する浄化槽による整備を行っており、申請を受け付けています。

なお、申請から工事完了まで数カ月の期間を要するため、早めに申請してください。

■平成29年度の設置申請の受付…11月末まで

※本年度工事の受付期間に申請を行っても、予算の都合上、来年度工事になる場合があります。

※12月以降に受け付けたものは平成30年度の工事となります。

公共汚水桝設置工事・浄化槽設置工事には負担金（分担金）が必要になります。また、使用開始後は毎月の使用料が必要となります。

【個人設置型浄化槽の申請】

個人設置型浄化槽には、下水道の計画区域内であるがまだ認可を受けていない区域に浄化槽を設置する場合に補助金を交付するものがあります。

■個人設置型浄化槽の申請受付…平成30年1月末日までに工事完了するもの

※補助金対象区域の人は、補助金に限りがありますので早めに申請してください。

問 市下水道サービスセンター（内線61-531）

新たな杷木地域放送が始まります

市では杷木地域においてオフトーク通信に替わる新たな地域放送施設の整備を行い、4月1日から運用開始となります。新たな放送は地元組織により運営され、住民の皆さんへより身近な情報が放送される予定です。日常における区域内の情報伝達手段として活用することにより、コミュニティ活動を円滑に進めることが期待されます。

■オフトーク通信終了に伴う宅内装置撤去・回収について

今までのオフトーク通信は3月31日で放送が終了します。オフトーク宅内装置は市が無償で貸与していたものです。現在、加入世帯に設置している宅内装置（接続装置・スピーカー）は、6月ごろから順次、市が回収します。また、個別に返納する場合は、直接各コミュニティまたは杷木支所に返納してください。

▲回収するオフトークの宅内装置

問【新たな放送に関すること】杷木地域コミュニティ連合会事務局（☎62-0178）
【オフトーク撤去・回収に関すること】市杷木支所市民窓口係（☎62-3373）

お詫びと訂正

環境課

平成29年度「朝倉市資源ごみ・不燃ごみを出す日程表」ポスターの朝倉地域版について、裏面の有害ごみの収集月に記載誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

朝倉地域の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いします。

【誤】偶数月に収集するもの
【正】奇数月に収集するもの

問 市環境課（内線65-14）

みなさんの住みよい郷（まち）土づくり活動を応援します

ふるさと課

平成29年度朝倉市ふるさとづくり地域活動支援事業募集

市では、ふるさとの魅力を育み活力と個性ある地域づくり活動を支援します。

■対象となる活動…市内で行われる無報酬かつ継続的な活動で、次にあてはまるような事業です。

①地域文化の保存継承や復活、自然保護、または社会奉仕に取り組む活動
②地域づくり活動のための調査研究や技術習得のための研修
③産業、経済、文化、教育、福祉、観光など地域活性化のための活動や生涯学習に関する調査研究
④地域づくりに関する講演会や研修会などを開催する活動
⑤そのほか地域づくりに関わり、制度の趣旨にそった活動

■助成の対象…活動に伴う旅費、車借上料、受講料（参加料）、講師謝金、会場使用料などの経費（活動者の報酬や飲食費および諸経費などで社会的に妥当性を欠く費用を除く）

■補助金額…補助対象経費の2分の1以内（ただし、上限10万円）

※応募多数の場合は、予算の範囲内で補助金額を調整することがあります。

■申請書の配布場所・提出先…市ふるさと課コミュニティ推進係（本庁5階）

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

■申請期間…4月17日（月）～5月15日（月）

■手続きの流れ

①申請②決定通知③補助金交付（概算）④実績報告（事業完了後）⑤確定通知・精算

■その他

・実績報告には、会計報告等が必要です。
・市等から他の補助金を交付されている団体は「対象外」となる場合があります。

問 市ふるさと課コミュニティ推進係（内線61-517）

都市計画道路「千代丸・堤線」が開通しました

都市計画課

3月27日から都市計画道路「千代丸・堤線」の通行を開始しました。この道路は、渋滞の緩和を目的として整備されました。また、歩道幅が4・5㍍と広いため、歩行者も安全に通行することができます。

■道路延長…1080㍍
■道路幅員…16㍍

問 市都市計画課都市整備係（内線61-234）

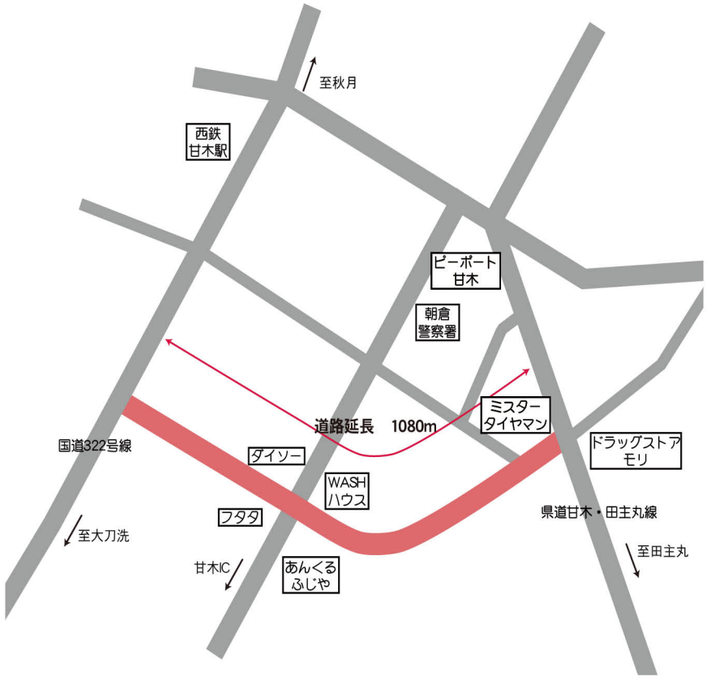

平成29年4月から市役所の組織機構を一部変更

人事秘書課

平成29年4月から市役所の組織の一部を変更します。

【市民環境部】

証明書等発行業務を一元化

○総合受付で実施している市民課および税務課の証明書等発行業務を市民課の業務として一元化します。窓口での受付方法などに変更はありません。

【農林商工部】

農業振興課を3係体制へ

○農業振興課（朝倉支所内に配置）に農政係、営農推進係に加え、「農地管理係」を新しく設置し3係体制とします。「農地管理係」では、主に農業の有する多面的機能の保全、中山間地域活性化に係る事務を所掌します。

【都市建設部等】

都市計画課の業務を文化・生涯学習課へ移管

公共下水道事業の地方公営企業法適用移行に伴い下水道課を2係体制へ

○都市計画課まちづくり係が所掌する歴史的景観の維持および伝統的建造物群の保存に関する業務を「文化・生涯学習課文化財係」へ移管します。これに伴い、まちづくり係は廃止し、同係が行っていたその他の業務は、都市計画課計画管理係と建築係で所掌します。

○公共下水道事業の地方公営企業法適用移行に伴い、下水道課の組織体制を変更します。生活排水係と下水道係を統合し名称を「工務係」とし、同係と「庶務係」の2係体制とします。

【教育部】

文化課と生涯学習課を統合

○文化課と生涯学習課を統合し「文化・生涯学習課」を設置します。「文化振興係」、「文化財係」、「生涯学習・スポーツ係」および「図書館係」の4係を設置し、豊かな生涯学習社会を築くことを目標とし、文化行政の企画・調整、生涯学習および生涯スポーツを推進します。「文化振興係」と「文化財係」はピーポート甘木1階、「生涯学習・スポーツ係」は同3階、「図書館係」は、中央図書館内に配置します。

問 市人事秘書課（61-323）

国保への加入・脱退には必ず届出が必要です

保険年金課

【国民健康保険に加入するとき】

他の保険に加入していない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

■加入の届出に必要なもの

・印かん（スタンプ式印かん不可）
・健康保険資格喪失証明書
・個人番号通知カード、マイナンバーカードなどマイナンバーがわかるもの
・本人確認ができる顔写真つき身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
・口座振替の通帳、銀行お届け印

■届出が遅れると

届出をした月からではなく、資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がない間にかかった医療費は、いったん全額自己負担となることがあります。

【国民健康保険を脱退するとき】

今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保を脱退するための手続きが必要です。手続きをしないと保険の二重加入になり、社会保険料・国保税の両方がかかってしまいます。

■脱退の届出に必要なもの

・印かん（スタンプ式印かん不可）
・国民健康保険証
・新たにできた社会保険証
・個人番号通知カード、マイナンバーカードなどマイナンバーがわかるもの
・本人確認ができる顔写真つき身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

■届出が遅れると

届出をするまで、国保税がかかります。また、国保の保険証を使って病院にかかっていたときは、国保が負担した医療費を、あとで返還しなければなりません。

問 市保険年金課（内線61-153、61-181）

空き家専門相談とがけ地近接住宅移転補助のお知らせ

都市計画課

■空き家専門相談員事業

空き家所有者の相談に対し、必要に応じて、一般財団法人福岡県建築住宅センターから専門家を派遣してもらう制度です。相談の内容として、適切な管理の場合は、建築士や建設業者、相続等に関する場合は、司法書士や土地家屋調査士、空き家の活用に関する場合は不動産業者や不動産鑑定士などです。

なお、1件あたり6000円の自己負担が必要となります。

【空き家は適正に管理しましょう】

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者が適正に管理する責任があります。瓦や外壁の一部が飛散するなどして、他人が怪我などをした場合、空き家の所有者等の責任となり、損害賠償を問われることもあります。そうなる前に、空き家を適切に管理しましょう。

■がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

市では、土砂災害から市民の生命および財産を守るため、がけ地の崩壊等のおそれがある区域に住んでいる人を対象にした「朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業」を行っています。

本事業は、危険住宅の移転に要する経費の一部を補助するもので、危険住宅（※）の除却等に要する費用（限度額80万2000円）や、危険住宅に代わる住宅の建設または購入（土地の取得を含む）の資金を金融機関等から借り入れた場合の利子（年利率8・5㌫を限度）相当額（1戸あたりの限度額あり）を補助します。

ただし、危険住宅に居住する人の代替住宅への移転および当該危険住宅の除却を伴うものでなければなりません。詳しい内容については市のホームページまたは、担当窓口へお問い合わせください。

※土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅（建築時には適法に建てられたが、その後法令改正等により不適格な部分が生じた住宅）等のことをいいます。

問 市都市計画課計画管理係（内線61-238）